

# 第 1 章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、府内の河川及び海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 計画の内容

本計画においては、「京都府管内の水防上必要な監視・予報・警報・通信連絡・輸送・ダム・水こう門の操作」、「水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体の活動及び水防管理団体間の協力応援」並びに「水防に必要な器具・資材及び水防倉庫の整備及びその運用」について、その大綱を示す。

## 第3節 安全配慮

水防管理者は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。